

第54回交通安全こども自転車山梨県大会実施要領

交通安全こども自転車山梨県大会における競技方法、審判採点等は、この要領の定めるところによる。

1 競技方法

山梨県大会における競技は、学科テスト、実技テストの順で、次の方法により実施するものとする。

(1) 学科テスト

ア 「自転車の交通安全ブック(自転車の安全な乗り方)」に示されている交通規則、道路標識・標示及び自転車の安全な乗り方について

- ① 交通規則に関する問題 20問
道路交通法(規則)等に定められた交通ルールについて(ショートアンサー式)
- ② 道路標識・標示に関する問題 20問
道路標識・標示について(ショートアンサー式)
- ③ 自転車の安全な乗り方に関するテスト 20問
自転車を安全に乘るための交通のきまり等について(○×式)

イ 学科テストの間は全部で60問、実施時間は30分とする。

ウ 学科テストにおける各選手の持ち点は600点とし、減点は1問について10点とする。

(2) 実技テスト

ア 実技テストは、自転車の正しい乗り方と安全な走行を評価する「安全走行テスト」と自転車の乗り方の熟練度を評価する「技能走行テスト」により実施する。

内容は「自転車の交通安全ブック(自転車の安全な乗り方)」に示されている安全な乗り方の要領の応用競技で、各チームで用意する自転車乗車用ヘルメットを着用するものとする。

イ 安全走行テスト及び技能走行テストは、大会会場に設営された別添1の「実技テストコース図(安全走行テスト・技能走行テスト)」により行う。

ウ この実技テストにおける各選手の持ち点は600点とし、そのうち安全走行テストは350点、技能走行テストは250点とする。

エ 安全走行テスト

安全走行テストにおいては、基本に則り、安全の確認、合図等の動作を行うものとする。安全走行テストの種目及び減点項目は、別添2「安

全走行テスト採点表」による。

オ 技能走行テスト

技能走行テストにおいては、出発点を発進してから競技が終って終了点で停止するまで途中で停止したり、地面に足をついてはいけない。ただし、審判員の指示により停止した場合を除く。

また、出発点での発進、終了点での停止の際の安全確認は確実に行うとともに、停止の際は手の合図を行うこと。技能走行テストの種目及び減点項目は、別添3「技能走行テスト採点表」による。

カ 実技テスト中の故障

実技テスト中に、パンク、自転車の故障等により競技続行ができなくなった場合、選手はその場で手を挙げて審判員に申告し、審判員の判断でやり直しの措置(故障の程度により、やり直しの措置は異なる)をとるものとする。

キ コース間違い

安全走行テスト及び技能走行テストにおいて、コース間違いに気付いたときは、手を挙げて「コース間違い」を審判員に申告し、審判員の判断で間違えたところからやり直すこと。

ただし、この場合「走行順序を間違えた」として減点する。

ク 安全の確認等

安全の確認は確実に行い、手の合図は明確に行うものとし、ことさら形式的にならないようにすること。

ケ 審判員の指示

審判員が停止を指示した場合は、それに従うこと。この場合、停止時の合図、安全の確認、発進時の安全の確認については採点対象としない。

停止していた時間は全体の走行時間から差し引く。

審判員の指示に従わなかった場合や、選手にアンフェアな行為(競技の趣旨に反する走行等)があった場合には減点数を40点とし、アンフェアな行為による減点が2回あった場合、その選手を失格とする。アンフェアな行為による減点を行う場合、審判は競技を中断させ、審判長に報告すると共に選手及び指導者に説明する。

2 審判

大会における審判団の構成及び審判の方法は、次のとおりとする。

(1) 審判団の構成

審判団は、山梨県警察職員、山梨県交通安全協会で編成する。

なお、各審判員には必要な事前講習等を実施し、各審判員が安全走行テスト、技能走行テストにおいて適正な審判に当たるものとする。

(2) 審判の方法

実技テストの採点は、安全走行テスト、技能走行テストとも、各テストごとに配置された審判員の減点の合計によるものとする。

各減点項目の減点数は、別添2「安全走行テスト採点表」、別添3「技能走行テスト採点表」記載のとおりとする。

3 順位の決定

(1) 順位の決定

順位の決定については、団体減点と個人減点の方式によることとし、減点が最も少ない団体及び個人をもって優勝とする。

ア 団体優勝

団体の優勝は、各チーム選手全員の学科テスト、実技テストにおける減点を合計し、その最も少ないチームをもって優勝とする。

イ 個人優勝

個人の優勝は、学科テスト、実技テストにおける減点を合計し、その最も少ない者をもって優勝とする。

ウ 同点の場合の措置

団体又は個人において、同点があった場合は、次により順位を決定する。

(ア) 団体

- ① 4名の安全走行テストの減点合計が少ないチームを上位とする。
- ② なお同点の場合は、4名の技能走行テストの減点合計が少ないチームを上位とする。
- ③ なお同点の場合は、4名の技能走行テストの合計所要時間が短いチームを上位とする。

(イ) 個人

- ① 安全走行テストの減点が少ない者を上位とする。
- ② なお同点の場合は、技能走行テストの減点が少ない者を上位とする。
- ③ なお同点の場合は、技能走行テストの所要時間が短い者を上位とする。

エ 荒天等により実技が実施できない場合
学科試験の成績により順位を決定する。

オ 団体又は個人において同点があった場合は、次により順位を決定する。

(ア) 団体

- ① 4名の交通規則に関する問題の減点合計が少ないチームを上位とする。
- ② なお同点の場合は、4名の道路標識・標示に関する問題の減点合計が少ないチームを上位とする
- ③ なお同点の場合は、4名の自転車の安全な乗り方に関するテストの減点合計が少ないチームを上位とする。

(イ) 個人

- ① 交通規則に関する問題の減点合計が少ない者を上位とする。
- ② なお同点の場合は、道路標識・標示に関する問題の減点合計が少ない者を上位とする
- ③ なお同点の場合は、自転車の安全な乗り方に関するテストの減点合計が少ない者を上位とする。

【安全走行テストに関する注意】

① 出発点(発進)

左側から自転車にまたがり、出発点表示板の上に前輪を正しく乗せ、安全を確認した後、右足から踏み出して発進し、示されたコースに従って走行する。

② 信号機のある交差点の左折

信号のある交差点は右左折で共用する。信号機の信号の青、黄、赤は、定周期で作動していることから、選手によって赤信号になったり、青信号になったりと一律ではない(右折の場合も同じ)。

左折するときは、青信号で、左折の合図をして安全を確認しながら十分速度を落として交差点の左端に沿って左折する。

③ 信号機のない交差点の右折

停止線の手前で停止して安全を確認した後、交差点進入時に再度安全を確認しなければならない。

④ 踏切の通過

踏切の手前で安全の確認及び停止の合図をして一時停止し、降車して安全を確認した上で自転車を押して踏切を通過する。通過し終わった後、安全を確認して発進する。

⑤ 横断歩道の通過

横断歩道は、人が横断しているものとして走行する。

⑥ 信号機のある交差点の右折

右折するときは、青信号で交差点の向こう側のコーナー手前まで直進する。コーナーの手前で後方の安全を確認し、停止の合図をして一時停止した後、自転車の左側に降車して自転車の向きを右に変えてまたがり発進の準備をする。

向きを変えた後の対面する信号が青になったら、安全を確認した後、発信する。

なお、信号待ちの停止位置はスペースが狭いことから、横断歩道上に停止することができる。

⑦ 終了点(停止と降車、制限時間)

終了点に近付いたときは、安全の確認、停止の合図を行い、停止位置に設けられた終了点表示印内に前輪を入れて停止する。この際、前輪の接地部分を表示印内に正しく入れること。停止した後、自転車の左側に降車する。

安全走行テストの制限時間は4分間とする。4分間の制限時間を超過したときは「所定時間内に競技を終了できなかった」として減点する。

⑧ 共通事項

走行順序を間違えたり、道路の左側端に沿って進行しなかったり(蛇行、コースの線に触れた場合を含む)、走行中に転倒したときは減点する。

⑨ 合図と停止線に関する事項

交差点等における右折又は左折の合図は、その手前30メートルからとされているが、テストコースは交差点と交差点との間の距離が短いことから画一的には定められないものの、おおむね2～3メートル手前からとする。

右折の合図は、停止の合図と紛らわしくならないようはっきりと行うこと。停止線の手前で一時停止する場合は、前輪の接地部分が停止線の先端を越えないこと。

【技能走行テストに関する注意】

① 出発点(発進)

発進の要領は安全走行テストと同様で、右側から自転車にまたがったり、安全の確認をしなかったり、右足から踏み出さなかったときは減点する。

② 遅のり走行

狭い通路を25秒以上の時間をかけて、両側の線に触れないように走行する。

25秒の時間は笛で知らせる。この時間の計測は、前輪(接地部分)が通路に入ったときから前輪(接地部分)が通路を出るまでの間とする。

コースの線に触れたり、地面に足をついたり、転倒したり、25秒未満で通過したときは減点する(足つきと転倒は、共通事項の減点とは別減点)。

遅のり走行の趣旨に反する行為(足をついたまま25秒の時間経過を待つなどする行為)は、アンフェアな行為として減点数を40点とする。

③ S字走行

前輪(接地部分)が通路に入る前から前輪(接地部分)が通路を出るまでの間、片手(左手)でハンドルを持ち、S字のコースに従って左折及び右折の合図をしながら走行する(右手でハンドルを持つてはいけない)。

両手を使ったり、コースの線に触れたり、右左折の合図をしなかったり、ペダルをきざみ踏みしたり、逆転させたときは減点する。

④ ジグザグ走行

コース上の9本のピンの間をジグザグに走行する。進入に際しては、進行方向の左右どちらから進入してもよい。ピンを抜かしたり、倒したり、コースの線に触れたり、ペダルをきざみ踏みしたり、逆転させたときは減点する。

倒したピンのため進めなくなり、足をついて止まった場合は「ピンを倒した」のみを減点する。

⑤ 8の字走行

8の字のコースに従って走行する。進入に際しては、どちらから進入してもよい。1回まわって、入った方向の反対方向に出る。コースの線に触れたり、ペダルをきざみ踏みしたり、逆転させたときは減点する。

⑥ デコボコ道走行

縄ばしごの上を安全に走行する。縄ばしごに乗れなかったり、縄ばしごの外にはみ出したときは減点する。「縄ばしごに乗れた」とは、走行中、地面に足をつくなどせず、“進入口”から進行して縄ばしごに乗り上げ、前輪に続いて後輪が縄ばしごに乗った状態をいう。

⑦ 2枚の板のり走行

幅の狭い2枚の板の上を走行する。板に乗れなかったり、板から落ちたり、

ペダルをきざみ踏みしたり、逆転させたときは減点する。「板に乗れた」とは、走行中、地面に足をつくなどせず、“進入口”から進行して板に乗り上げ、前輪に続いて後輪が板に乗った状態をいう。

⑧ 終了点(停止と降車)

停止と降車の要領は安全走行テストと同様で、安全の確認をしなかったり、停止の合図をしなかったり、終了点表示印の手前で停止したり、終了点表示印を越えて停止したり、自転車側の右側に降車したときは減点する。

⑨ 共通事項

走行順序を間違えたり、走行中、地面に足をついたり(遅のり走行を除く)、転倒したとき(遅のり走行を除く)は減点する。